

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

手続名	: 廃油処理事業の許可
手続根拠	: 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条
手続対象者	: 廃油処理事業を行おうとする者
提出時期	: 廃油処理事業を行おうとするとき
提出方法	: 廃油処理事業許可申請書を作成し、地方運輸局総務部総務課、 神戸海運監理部総務課又は沖縄総合事務局運輸部海運第一課 に提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第13条 で規定する書類 正1通 副本1通
申請書様式	: 廃油処理事業許可申請書
記載要領・記載例	: 記載事項は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第21 条参照。 詳細は提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 国土交通省港湾局環境・技術課	03 - 5253 - 8111
		内線46653
北海道運輸局（小樽）総務部総務課		0134 - 23 - 4211
東北運輸局総務部総務課		022 - 299 - 8851
新潟運輸局総務部総務課		025 - 244 - 6111
関東運輸局総務部総務課		045 - 211 - 7204
中部運輸局総務部総務課		052 - 952 - 8002
近畿運輸局総務部総務課		06 - 6949 - 6404
神戸海運監理部総務課		078 - 321 - 3141
中国運輸局総務部総務課		082 - 228 - 3434
四国運輸局総務部総務課		087 - 825 - 1171
九州運輸局（北九州）総務部総務課		093 - 332 - 8081
沖縄総合事務局運輸部海運第一課		098 - 866 - 0064
受付時間	: 提出先にお問い合わせ下さい。	
相談窓口	: 提出先に同じ	

3. 手続情報

審査基準	: 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第22条及び第23条
標準処理期間	: 6月
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)